



2021年4月22日

各位

会社名 日邦産業株式会社
代表者名 代表取締役社長 岩佐 恭知
(東証 JASDAQ/名証第二部・コード 9913)
問合せ先 取締役コーポレート本部長 三上 仙智
(TEL. 052-218-3161)

新株予約権無償割当て差止仮処分決定の取消し等に対する 保全抗告の結果(棄却決定)に関するお知らせ

当社が2021年4月13日付「新株予約権無償割当て差止仮処分決定の取消し等に対する保全抗告に関するお知らせ」にてお知らせしましたとおり、2021年4月9日に、当社株主(フリージア・マクロス株式会社を指します。以下同じです。)は、2021年4月7日付の名古屋地方裁判所の決定(2021年3月24日付の同裁判所における新株予約権無償割当ての差止仮処分の決定を取り消す旨の決定、及び当社株主の差止仮処分申立てを却下する旨の決定(以下「本取消等決定」といいます。))に対する保全抗告(以下「本保全抗告」といいます。)の申立てを行ってまいりました。

本日、名古屋高等裁判所は、本保全抗告を棄却する決定(以下「本棄却決定」といいます。)を行いましたので、お知らせいたします。

記

1. 本棄却決定に至った経緯

当社が2021年3月8日付「買収防衛策に基づく新株予約権の無償割当て及び新株予約権の無償割当てに係る基準日設定に関するお知らせ」にてお知らせした新株予約権の無償割当ての決定に対し、当社株主により、名古屋地方裁判所に当該新株予約権の無償割当ての差止め等の請求に係る仮処分の申立てがなされてまいりました。

そして、2021年3月24日、名古屋地方裁判所において「令和3年3月8日に開催された取締役会の決議に基づき、現に進行中の新株予約権無償割当てを仮に差し止める」旨の決定がなされました。当社は、これを不服とし、2021年3月25日、保全異議の申立てを行ってまいりましたところ、2021年4月7日、名古屋地方裁判所は当該申立てを認め、本取消等決定を行いました。

これに対して、当社株主は、名古屋高等裁判所に対して2021年4月8日付で保全抗告申立書を提出し(名古屋地方裁判所にて2021年4月9日付で受付)、2021年4月12日に当社は当該申立書を受領しました。

本日、名古屋高等裁判所は、名古屋地方裁判所の本取消等決定は相当であり、本保全抗告に理由がないとして、本保全抗告を棄却する旨の決定を行いました。

2. 本棄却決定を行った裁判所及び年月日

- (1) 本棄却決定を行った裁判所
名古屋高等裁判所
- (2) 本棄却決定があった年月日
2021年4月22日

3. 本棄却決定の内容

- (1) 本保全抗告を棄却する。
- (2) 抗告費用は当社株主の負担とする。

4. 本保全抗告の申立てをした株主の概要

(1)	名称	フリージア・マクロス株式会社
(2)	所在地	東京都千代田区神田東松下町 17 番地
(3)	代表者の役職・氏名	代表取締役社長 奥山 一寸法師
(4)	所有株式数 (所有割合)	1,796,700 株 (所有割合：19.73%) (2020年9月30日現在) (注)

(注)「所有割合」とは、当社が2020年11月12日に提出した第70期第2四半期報告書に記載された2020年9月30日現在の発行済株式総数(9,127,338株)から、同日現在の当社が所有する自己株式数(19,133株)を控除した株式数(9,108,205株)に対する割合をいい、小数点以下第三位を四捨五入しております。

5. 今後の方針及び見通し

当社は、本棄却決定を受け、2021年3月8日付「買収防衛策に基づく新株予約権の無償割当て及び新株予約権の無償割当てに係る基準日設定に関するお知らせ」及び2021年3月27日付「買収防衛策に基づく新株予約権の無償割当てに係る割当日及び基準日の変更に関するお知らせ」にて公表しております第2回新株予約権(以下「本新株予約権」といいます。)の無償割当てを予定どおり実施いたします。

但し、当社が2021年3月8日付「買収防衛策に基づく新株予約権の無償割当て及び新株予約権の無償割当てに係る基準日設定に関するお知らせ」にてお知らせしたとおり、当社株主が、2021年1月28日に開始した当社株式に対する公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)を撤回した場合において、「当社株式等の大規模買付行為に関する対応策(買収防衛策)」(以下「本買収防衛プラン」といいます。)に基づく対抗措置(差別的行使条件及び取得条項等が付された新株予約権の無償割当て。以下「本対抗措置」といいます。)の発動の必要性がなくなったと判断したときは、本買収防衛プランに基づき設置された独立委員会の意見を最大限尊重した上で、本新株予約権の無償割当てを中止することを予定しております。なお、本新株予約権の無償割当ての効力発生日以降に当社株主による本公開買付けが撤回された場合において、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から本対抗措置の発動の継続が相当でないと考えられる状況に至った場合には、当社取締役会は、本対抗措置発動の停止の決議を行い、本新株予約権に係る発行要項(2021年3月8日付「買収防衛策に基づく新株予約権の無償割当て及び新株予約権の無償割当てに係る基準日設定に関するお知らせ」の「Ⅲ. 新株予約権の発行要項」をご覧ください。)第12項第(2)号に従い割り当てた全ての本新株予約権を無償で取得いたします。

以 上